

三豊市農業委員会 9 月定例総会議事録

令和 7 年 9 月 2 2 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 9 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 7 名(農業委員 1 9 名、農地利用最適化推進委員 8 名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石原 剛	○
4 番	く 山 睦士	－	5 番	く 岡 恒男	○	6 番	森 啓二	○
7 番	石井 秀一	○	8 番	小畑 忠司	－	9 番	湯口 貞明	○
1 0 番	糸川 桂市	○	1 1 番	藤田 幸治	○	1 2 番	安藤 健一	－
1 3 番	前谷 晃年	－	1 4 番	福岡 伸也	－	1 5 番	筒井 義朝	○
1 6 番	長堀 和行	○	1 7 番	金丸 喜正	○	1 8 番	松永 克喜	○
1 9 番	木下 一雄	○	2 0 番	浪越 久司	○	2 1 番	細川 高文	○
2 2 番	細川 未恵	○	2 3 番	平尾 美紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

6 番	篠原 正徳	○	1 0 番	中山 正信	○	2 8 番	近▲ 正義	○
3 1 番	香川 秋訓	○	4 3 番	鳥取 迅	○	5 2 番	保田 美和	○
5 8 番	浪越 勇	○	6 2 番	長谷川 淳三	○			

2. 署名委員

7 番 石井 秀一
1 8 番 松永 克喜

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の件について
その他の件について

7. 開会	【午後1時30分】				かご意見ご質問ございますか。
事務局長	ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会9月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。	一 同		〔なしの声あり〕	
会 長	皆さん、こんにちは。まだまだ暑い日が続いており稲刈りの真っ只中ということでお忙しい委員さんもいると思いますが出席していただきありがとうございます。稲刈りの時期ということで、話を聞くと例年より幾分かは収穫量は増加しているとのことです。また、本日を締切日としていた農地パトロールでは新しく委員になられた方は担当地区を見回することで相当な数の耕作放棄地が見受けられたかと思えます。耕作放棄地の解消に向けて皆さん方も力を入れていただいておりますが、農地の貸し借りの相談についても案件が相当数あがってくるかと思えます。その際は相手の要望にできるだけ応えていただきますようお願いいたします。本日の議案は多くありません。議案進行がスムーズにできますよう皆様のご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。	議 長		ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の5件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。	
事務局長	ありがとうございます。会議の開催にあたり、本日は4番 片山 睦士 委員、8番 小畑 忠司 委員、12番 安藤 健一 委員、13番 前谷 晃年 委員、14番 福岡 伸也 委員から欠席の連絡をいただいております。ただ今の出席委員は19名で定足数に達しており、会議は成立いたしますのでご報告申し上げます。なお、恐縮ですが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては会議中電源を切る、またはマナーモードに設定するようお願いいたします。また、本日もご出席いただいております推進委員につきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上議事進行にご協力をお願いいたします。それでは総会会議規則第6条の規定により、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。	事 務 局		議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。	
				〔議案第2号 番号1号から番号10号を朗読〕	
		議 長		ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。	
		一 同		〔なしの声あり〕	
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会9月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号7番 石井 秀一 委員、議席番号18番 松永 克喜 委員のご両名をお願いをいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりでございます。それではこれより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。	議 長		ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の10件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	
事 務 局	議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。	事 務 局		議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。	
	〔議案第1号 番号1号から番号5号を朗読〕			〔議案第3号 番号1号から番号10号を朗読〕	
	以上5件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。			以上10件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。	
議 長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何	議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	
		5 番		番号1号について説明いたします。譲渡人は県外在住で、三豊市に帰省する時に草刈り等はしていたようですが管理に限界を感じ、新しく譲受人を探していたところ今回の申請となりました。地元の方の了承もいただいております何も問題ないと思います。	
		6 番		番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲	

		渡人は市外在住で三豊市に戻ってこないということで近隣の譲受人を探していたところ見つかり売買となりました。現在は少し荒れた状態ですが、譲受人が管理をして農地として利用できるようにすることですので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
8	番	番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人ですが、畑が隣同士であったため譲渡人が離農により農地の管理を任せたいとの相談を直接受け、有償での所有権移転の申請となりました。申請地で作っていた桃についてはそのまま栽培することとで特に問題ないと思います。
1 1	番	番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。この申請地はもともと譲受人が借りていたところで譲受人が経営規模を拡大するという事で譲渡人と売買が成立し今回の申請となりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。
2	番	番号5号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。相続を考えていましたが譲渡人の息子は農業や農地の管理ができる状態ではなく、他の誰かに任せたいということで譲受人と話がまとまりました。特に問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
1 5	番	番号6号について説明いたします。 もともと申請地は貸借契約を結んで使用されていましたが、農地機構を通しての手続きではなく農地法第3条第1項の規定による貸し借りの申請を希望されたため今回の申請となりました。
1 6	番	番号7号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢で農業はできず申請地の管理は近隣住民に依頼して維持していました。農業を廃止されるということで譲受人を探していたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人と話がまとまり申請されました。ご審議の程よろしくお願いいたします。
1 7	番	番号8号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。現状、申請地は山林化しており農地として利用は不可能な状態です。水の関係上購入を決定しているそうですが、一度土建屋に依頼して整地し田んぼとして利用する予定だそうです。根拠として譲受人は以前も同じような耕作放棄地を利用可能な状態に戻しており、綺麗に稲を作っているので問題ないと思います。
1 9	番	番号9号と番号10号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人ですが、親同士が知り合いということで今回の売買の申請となりました。現状を確認したところ草の管理もされており来年の春にはみかんの苗木を植えることになっているそうです。よろしくお願いいたします。
議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
1 9	番	申請番号6号について質問です。今年の4月から農地機構を通した

	事 務 局	貸し借りになったと思うのですが、3条での貸し借りも有効なのでしょうか。
	議 長	お答えします。現在は3条による貸し借りと農地機構によるものの2つがあります。期限は2年程と聞いていますが正確な終わりの時期は未定となっています。
	一 同	他にご意見ございませんか。
	議 長	〔 なしの声あり 〕
	一 同	ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
	議 長	〔 異議なしの声あり 〕
	事 務 局	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号につきましては許可することと決定いたします。次に進まさせていただきます。13ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	議 長	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
	一 同	〔 議案第4号 番号3号を朗読 〕
	議 長	番号1号と番号2号は急遽取り下げとなりました。番号3号は第2種農地となっています。以上1件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
	一 同	事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
	議 長	〔 なしの声あり 〕
	一 同	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。
	議 長	〔 異議なしの声あり 〕
	議 長	ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号3号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせてい

		たきます。１４ページをお開きください。議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。			
事務局		議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。			番号１号は第２種農地になります。以上１件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
		〔議案第５号 番号１号から番号３号を朗読〕	議長		事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
		農地区分は全て第２種農地になります。以上３件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。	一同		〔なしの声あり〕
議長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	議長		ないようでございますので、議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１号をお諮りします。ご異議ございませんか。
６番		番号１号について説明いたします。申請人から駐車場と資材置場が手狭となったため申請地を利用したいとのことです。現地は何も耕作しておらず管理も行き届いているため問題ないと思います。	一同		〔異議なしの声あり〕
１５番		番号３号について説明いたします。自宅の近辺でまとまった土地を探していたところ申請地を見つけて不動産会社を介した申請となりました。申請地では事務所を建てるそうで近隣農地及び水利関係等問題ないためご審議の程よろしくお願いいたします。	議長		ないようですので、議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。１７ページをお開きください。議案第７号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
			事務局		議案第７号「非農地通知の件について」を説明いたします。
議長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。			〔議案第７号 番号１号から番号８号を朗読〕
一同		〔なしの声あり〕			以上８件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議長		ないようでございますので、議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号３号をお諮りします。ご異議ございませんか。	議長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
一同		〔異議なしの声あり〕	５番		番号１号について説明いたします。所有者は県外在住で、現地を確認したところ木や草が生い茂っている状態が入っていくことは困難でした。非農地が適当と思います。
議長		ないようですので、議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号３号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。１６ページをお開きください。議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	１１番		番号２号について説明いたします。申請地は山の辺りで昔は畑だったそうですが現在は完全に山林化しており非農地だと思います。
			２番		番号３号について説明いたします。申請地の現況は山林であり非農地が適当と思います。
事務局		議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。	１８番		番号４号について説明いたします。現地を見てきましたが木が生い茂っていて、とても農地として利用は不可能と思います。 番号５号について説明いたします。申請地の周辺は山林化しておりその中の一部にあたるため非農地が適当と思います。
		〔議案第６号 番号１号を朗読〕			

審議は以上です。ありがとうございました。

20番	番号6号について説明いたします。申請地を確認するため向かいましたが車等の進入も難しく周辺も荒れておりましたので非農地と思います。 番号7号について説明いたします。現況は山林で辺り一帯同じような状態のため非農地が適当と思います。 番号8号について説明いたします。木や草が生えて状態は他と同じように荒れているため非農地で問題ないと思います。
議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一同	〔なしの声あり〕
議長	ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号8号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一同	〔異議なしの声あり〕
議長	ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」の番号1号から番号8号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進まさせていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和7年11月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は237筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和7年11月から貸借開始となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。
一同	〔なしの声あり〕
議長	ないようでございますので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
一同	〔異議なしの声あり〕
議長	ないようですので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」の237件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進まさせていただきます。本日予定していました議案の

1. 農地法第3条の規定による許可の取消願について

許可日 令和7年3月21日
申請人 (譲渡人) A
(譲受人) B
申請地 三豊市豊中町 田
許可を受けた権利の種類 所有権移転
取消理由 譲受人が農地として利用

議長

署名委員

2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

3. その他

(1) 10月定例総会について

日時 令和7年10月20日(月)午後1時30分
場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

署名委員

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
10月7日(火)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町:湯口 貞明	高瀬町:平尾 美紀
		山本町:糸川 桂市	財田町:堀江 博

(3) 配布物

農政情報 (No. 399)

(4) 全国農業新聞について

閉会 【午後 3時55分】